

平成22年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 13

| | | | | | |
|------|-------|-----|--------------------|------|-------|
| 所管部局 | 企画管理部 | 所管課 | 人事秘書課 | 担当者名 | 竹内 大視 |
| 事業名 | 職員厚生費 | | | 事業分類 | ソフト事業 |
| 細事業名 | 職員厚生費 | | | 政策体系 | 463 |
| 会計 | 一般会計 | 科目 | 2.総務 - 1.総務 - 1.一般 | | |

1. 事業の概要

職員の健康管理を図るため、職員及び臨時・嘱託職員の健康診断を検診機関に委託し実施した。
また、職場環境の改善や職員の健康・安全の保持増進のため、産業医を中心に安全衛生委員会や産業医活動を実施した。

2. 事業の目的と必要性

① 施策で目指す目標との関連付け

職員の健康管理を図り、組織としての生産性を向上させるため、職員健康診断等の実施を含めた安全衛生管理を実施。

② 事業を実施する必要性

職員の健康管理は事業主の責務である。（安全配慮義務）

3. 事業費の推移

| | 単位 | 平18決算 | 平19決算 | 平20決算 | 平21決算 | 平22予算 | 平23計画 | 平24計画 |
|-------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額または計画額 | 千円 | 3,153 | 3,200 | 3,704 | 5,460 | 7,524 | 5,872 | 5,872 |
| うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財源内訳 | 使用料・手数料等 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国・府支出金 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 千円 | 3,153 | 3,200 | 3,704 | 5,460 | 7,524 | 5,872 |
| 職員等の従事人員 | 人/年 | — | — | 0.50 | 0.60 | | | |
| 人件費 | 千円 | — | — | 3,095 | 3,606 | | | |
| 事業費総額 | 千円 | — | — | 6,799 | 9,066 | | | |

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

| | |
|-----------------|-----------------|
| 職員定期健診（巡回健診受診） | 3,781,902円（委託料） |
| 職員定期健診（人間ドック受診） | 690,480円（委託料） |
| 安全衛生委員会・産業医活動 | 987,900円（委託料） |

5. 事業結果の概要

| | |
|---------------|-----------|
| 職員定期健診（巡回健診） | 4会場で5日間実施 |
| 職員定期健診（人間ドック） | 希望する職員が受診 |
| 安全衛生委員会 | 年間6回実施 |
| 産業医活動 | 産業医面談3回実施 |

6. 活動の詳細

| 活 動 内 容 | 活動日又は時期 | 活 動 結 果 等 |
|---|---------------------------------|--------------------------------|
| (1) 職員定期健診(巡回健診) | | |
| 労働安全衛生法に定められている必要な定期健康診断を実施することにより、職員の健康状態を把握し異常の早期発見に努めた。(市内4ヶ所の巡回健診受診) | 平成21年8月24日～28日 及び平成21年12月17日 | 受診者数 職員301人 嘱託・臨時職員 197人 |
| (2) 職員定期健診(人間ドック) | | |
| 労働安全衛生法に定められている必要な定期健康診断を実施することにより、職員の健康状態を把握し異常の早期発見に努めた。(各検診機関の人間ドック受診) | 平成21年4月～平成22年3月 | 受診者数 197人 |
| (3) 安全衛生委員会 | | |
| 職員の健康増進と快適な職場環境づくりのため、安全衛生委員会を開催した。(年間6回) | 平成21年6月～平成22年2月 | 職場巡視等を実施 |
| (4) 産業医活動 | | |
| 健康面で不安のある職員について、産業医面談を実施。また、産業医による健康診断結果確認により、就労制限の必要の有無を確認した。 | 平成21年6月～平成22年3月 | 長期病休職員の職場復帰支援と復帰後の職場適応状況の確認 |

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

・職員定期健診については、平成21年度より臨時・嘱託職員の検査項目を拡大し充実させた。今後も一般職員と同様の検査内容としたい。
 ・安全衛生委員会・産業医活動については、平成21年度より取り組んでいるが産業医を中心とした長期病欠者のケアや個別相談により安全衛生の対策が充実できた。公務能率向上の観点からも引き続き職員に対する定期的な面談・ケアを充実させていきたい。

【参考】過年度の評価

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点
 職員のメンタルヘルス対策、長時間労働対策、メタボ対策については、全庁的な取組み・PRが必要ではないか。
- ②当該事業のアピール事項
 活力ある快適な職場環境を形成し、住民サービス向上に寄与する。
- ③反省点、今後の展開・方向性等
 安全衛生委員会による職場巡視や衛生管理者の育成に努め職場環境を整えることにより、職員の健康被害や公務災害等を防止していく。